

NPOとどうやって関わっていけばいいの？

具体的な関わり方をご紹介します！



1.実際の活動に参加する！

NPO法人は、活動をより多くの人々に共感してもらえるよう、様々な取組を行っています。日々の活動やイベント、講座など色々な機会に、ボランティアスタッフを募集しているケースもあるので、スタッフとして活動に参加することも可能です。

広報紙やパンフレットなどを発行している団体もあるので、**市民活動支援センター**で情報収集してみてもいいかもしれません。

2.活動や方向性に賛同する団体へ寄附する！

「時間が無く、実際の活動には参加できないけど、地域や社会の課題解決に貢献したい！」という方は、「寄附」という方法があります。

興味・関心のある課題に取り組んでいる団体を見つけて、その団体に寄附することで活動を支援できます。

また、所轄庁から認定を受けたNPO法人への寄附により、税の優遇措置が受けられる場合もあります。

3.NPO法人を立ち上げる！

もしあなたが、何か社会的な課題の解決に向けて、中心となって行動していきたいのであれば、団体を設立するという方法もあります。

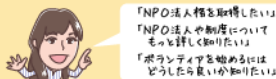
参加・寄附・設立など、もっと詳しく知りたい時には**市民活動支援センター**にご相談ください！

NPOについてのご相談は、市民活動支援センターをご活用ください！！

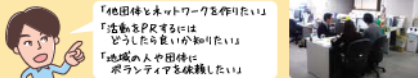
市民プラザあくろすの2階にある市民活動支援センターは、NPOやボランティア活動などの幅広い市民活動を総合的に支援するための拠点です。

「NPOの活動に参加したい！」「NPOに寄附をしたい！」という方は、ぜひご利用ください。

その他にも…



「NPO法人格を取得したい」「NPO法人や活動についてもっと詳しく知りたい」「ボランティアを始めるにはどうしたらいいか知りたい」



「他団体とネットワークを作りたい」「活動をPRするにはどうしたらいいか知りたい」「地域の人や団体にボランティアを募集したい」

「NPO入門講座」など、地域活動に役立つ講座・イベントも定期的に開講しています。

次回「NPO入門講座」：8月1日(水)開催予定
お気軽に下記までお問い合わせください。

アクセス	■場 所	国領町2-5-15(市民プラザあくろす2階) 国領駅北口から徒歩の分
	■時 間	8時30分～22時 ※電話・メールでのご相談も可能です。 (資料の閲覧などは21時30分まで)
	■休 日	毎月第3月曜日(ただし祝日に当たるときは、翌平日) 12月29日～1月3日
	■電 話	443-1220 ■FAX 443-1221
	■Eメール	npo-center@ccsw.or.jp
■H P	http://chofu-npo-supportcenter.jp/index.html	

地域コミュニティに関するお知らせ

「きずな(滝坂小地区協議会)」が設立されました！！

平成24年3月24日、市内13番目の地区協議会となる「きずな(滝坂小地区協議会)」が、滝坂小学校区にて設立されました。

滝坂小学校区とその近隣の居住者及び諸団体・事業所等に所属するすべての方が会員として参加することができますので、地域活動に関心のある方はぜひご参加ください。



設立総会の様子

地区協議会とは…

地域では、自治会や健全育成・PTA・消防団などの団体や地域住民がそれぞれ目的に応じて活動しています。

地区協議会は、小学校区をコミュニティエリアとして、こうした各種団体や地域住民が連携し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。

現在、全20小学校区中13の小学校区で地区協議会は設立されており、まちづくり活動を展開しています。

※地区協議会は地域の上につく組織ではなく、既存団体の活動を助げるものではありません。

第13回地域交流会を開催します！！

多くの方々に地区協議会の活動を知っていただく機会として、今年で13回目となる「地域交流会」を開催します。

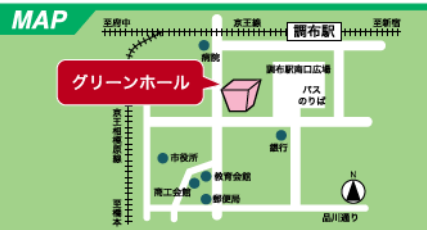
この交流会は、すでに設立されている地区協議会のメンバーが企画・開催するものです。どなたでもご参加いただけますので、皆様のご来場をお待ちしています。

日 時：平成24年7月10日(火)18時～20時(開場17時30分)
場 所：グリーンホール 小ホール
内 容：ポスターセッションによる各地区協議会の活動紹介・情報交換のための懇親会

参加費：無料
申 込：不要。直接会場にお越しください。

地区協議会・地域交流会に関するお問合せ先

●調布市 生活文化スポーツ部 協働推進課
電話：481-7036、7122
Eメール：komyuni@w2.city.chofu.tokyo.jp



地域活動情報紙 NPO特集号 VOL.7

今回の地域活動情報紙vol7は、共通の目的や関心から組織されるコミュニティであるNPO法人を特集します。NPO法人の活動に目を向けて、皆さんが地域活動・市民活動を始める「きっかけ」にしてみませんか。

NPO法人は、様々な分野で活躍しています！

福 祉

ご近所付き合いの希薄化や高齢化社会の問題、社会的な支援を必要とする方々へのバックアップなど、広く福祉に関わるテーマでの社会貢献を目的とした活動です。

非常に幅広い分野で、市内でも数多くの団体がこのテーマのために活動を行っています。

クッキングハウス会

心の病を経験したメンバーたちが、安心して自分らしさを取り戻せる場として、玄米食のレストランとティールームを運営しています。

また、いつも開かれた市民交流の場として、メンタルヘルスに関する講座やコミュニケーション講座を開催しています。



様々な苦勞もありますが、一般の市民の方々に広く活動を知っていただき、今後も支援を続けていきたいと思います。

クッキングハウスは、ここに集う皆さんが自分の気持ちを表現できる、心温まる憩いの場となっています。

ふみ月の会

ひとりひとりの「自立」に向け、主に知的な障がいを持つ利用者の発達に
応じてきめ細やかな療育を行います。

様々な活動を通して「生きる力」を育て、認められる喜びを自信につなげることを目指しています。



たまじゅう

介護に関する無料相談会や、ホームヘルパー2級の資格取得を目的とした講習会を開催するなど、地域の高齢福祉のための活動を行っています。



教育・子育て

少子化の進行や、学校・家庭での問題など、今の子どもたちを取り巻く環境は、非常に複雑で深刻なものです。そういった時代だからこそ、青少年の教育や子育てに関する様々な取組が求められています。

調布子育てを結ぶこんべいどうの会

NPO法人調布子育てを結ぶこんべいどうの会は、「こんべいどう保育園」という保育園の運営を応援することを目的として、保育園の先生や卒園児の父兄の方々などで構成されています。



焼きいも会の様子

眼障のためのイベントや保育や子育てに関する情報提供などを行っています。

Kititos(キートス)

Kititosは青少年の「居場所」を提供しています。自立に向けて、様々な悩みを抱えた若者を支援しています。



施設の様子

様々な生きづらさを抱える若者が、共に過ごせる居場所づくりを目的としています。

今後もひとりひとりに応じた支援の実現に向け、地域の関係機関とネットワークを構築・コーディネートし、自立のための生活支援の環境整備をしています。

まちづくり・ネットワーク

行政活動への参加や提言などを通じたまちづくりの推進や、地域情報の共有やコミュニティの形成を目的とした活動です。

ちょうふどっとこむ

調布の情報をまとめたホームページ「ちょうふどっとこむ」(<http://chofu.com/>)や調布の街ネタを配信する「調布経済新聞」(<http://chofukeizaibiz/>)を運営しています。

また、地域のタウン誌や他の地域メディアとの連携にも積極的に取り組んでいます。



調布で過ごす時間があまりない市民の皆さんに、インターネットを通して調布の情報をお届けし、少しでも地域に関心を持ってもらうことで、調布のまちづくりに貢献することを目指しています！

調布まちづくりの会

「数援隊(すうえんたい)」という、子どもたちの数学教育を支援する部会や、中学生を対象とした「映画塾」を開催する部会などに分かれて活動しています。



ホームページも公開しています。

構成員が各部会に分かれて活動しているので、様々な分野で様々な想いを持って活動しています。活動に参加される方々のまちづくりへの想いが、少しでも実現に向かっていくながら活動が楽しくなると考えています。



コラム①

「NPO法人」って一体なに??

「NPO法人」(※1)とは、特定非営利活動促進法(NPO法)という法律によって法人格の認定を受けた組織です。NPO法人の活動は、NPO法によって「不特定かつ多数のもの」の利益の増進に寄与することを目的とするものとされています。

また、活動分野についても「まちづくりの推進を図る活動」や「環境の保全を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」など、20のテーマが定められています。

※1 特筆しているのは、市内の「NPO法人」の活動です。そのため、財団法人や社会福祉法人などの公益団体、法人格のない市民活動団体やボランティア団体は含みません。

コラム②

法人格の認証を受けると、どうなるの?

法人格の認証を受けると、所轄庁(※2)に報告書の提出が必要になる等、事務的な負担がある一方で、団体として不動産の登記が可能になったり、委託事業を受託することができるようになるなどのメリットもあります。

そして、所轄庁の認証を受けているということで、社会的な信頼度も高まります。

※2 NPO法人の所轄庁は、都道府県及び政令指定都市となります。



文化・スポーツ

文化・芸術に触れたり、スポーツを楽しんだりすることで、生活はより豊かなものになります。

ここでは、文化・スポーツの振興に関する活動を紹介しています。

共同保存図書館・多摩

市町村立図書館が除籍する資料を収集・整理し、図書館を通して提供する共同保存図書館のしくみ作りに取り組んでいます。



東日本大震災で被災した資料の復旧作業もしています。

共同保存図書館は、まだ実際の「図書館」というかたちにはなっていませんが、多摩地域内での希少な蔵書の保存のための検索調査や資料交換の仲介、講座の開催、「多摩デポブックレット」の発行などを通じ、実現に向けた動きかけを行っています。

調和SHC倶楽部

総合型地域スポーツ文化クラブとして、調和小学校地区とその周辺の地域の方々を対象とした地域コミュニティの醸成に尽力しています。

子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が、好きなスポーツサークルや文化活動サークルに所属し、交流の輪を広げています。



笑顔あふれるコミュニティを目指し、活動しています。新しい取組を積極的に取り入れ、クラブの活性化を図っていきたく思います。

NPOを理解する上でのキーワード

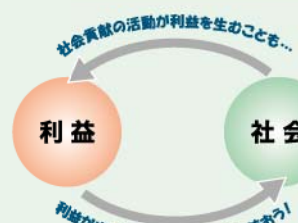


「NPO」という言葉は、解釈の仕方によって様々な意味を持つため、統一的な定義はありません。ここでは、NPOを理解する上でポイントとなるキーワードを取り上げて、考えてみましょう！

キーワード1 社会的使命(ミッション)の実現

NPOは社会的使命の実現のために活動します。様々な社会の課題やニーズに対して、自分たちがどのように社会を良くしていきたいか、そのために何が出来るかを考え、行動します。

この社会的使命は「ミッション」とも呼ばれ、組織全体の目的や方向性を示すものであり、それぞれのNPOの存在意義となっています。



キーワード2 公益性

NPOを語る上で、「公益性」も非常に重要なキーワードとなります。NPOは特定の個人や団体のためではなく、社会や地域など、不特定多数のもの利益のために活動します。

そのため「NPO」の定義には、NPO法人だけでなく、公益的な活動をしている財団法人やボランティア団体、地縁団体などを含む場合もあります。

キーワード3 非営利

NPOは「Non-Profit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」という意味です。一般的には「民間非営利団体」と訳され、利益を上げることが目的とせず、社会や地域のための活動を行う民間組織の総称です。

「非営利組織」とは「利益を上げてはいけない組織」や「無給・無償で働く組織」ということではありません。「得た利益を構成員に分配することを目的としない」とことを表しています。NPOが上げた利益は、今後の活動のために還元され、活用されます。

コラム③

ボランティアとは違うの?

「NPO=ボランティア」と考えられることもあるようですが、必ずしもそうではありません。「NPO」が「組織の概念」であるのに対し、「ボランティア」は「個人の概念」です。



コラム④

こんな呼び方もされます!

行政(第1セクター)や企業(第2セクター)が属することのできないニーズに対しては、自発的に取り組むことから、「第3セクター」や「新しい公共の担い手」といった呼び方をされることもあります。



～編集を振り返って～

今号では、目的型のコミュニティとしてNPOを取り上げました。この情報紙の作製・編集に当たっては、市内に所在するNPO法人の皆さんを対象にアンケートを実施しました。

多くの方がアンケートに回答していただき、取材にもご協力いただきました。

紙面スペースの関係上、残念ながら今回の情報紙で紹介しきれな

かった団体も数多くありますが、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

次回の地域活動情報紙は、地縁型のコミュニティである自治会の特集号(平成25年1月20日発行予定)を企画しています。